

安全報告書

この報告は鉄道事業法第 19 条の 4 (鉄道事業者による安全報告書の公表)に基づき、輸送の安全を確保するために当社が行った措置など輸送の安全にかかわる情報を記載、公表するものです。

1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業(大山国際スキー場リフト)に対しまして、日頃のご利用とご理解、誠にありがとうございます。

大山国際スキー場リフトは経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令を遵守しながら安全輸送に務めております。

本報告書は、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取砂丘大山観光株式会社

取締役総支配人(安全統括管理者) 若林 英男

2. 基本方針と安全目標

(I)基本方針

安全第一の意識を持って事業活動を行うための行動規範を次の通り定め、関係職員に周知、徹底しております。

(1)一致協力して輸送の安全の確保に務めること。

(2)輸送の安全に関する法令及び関連する規定(本規定を含む。以下「法令等」という。)をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を執行すること。

(3)常に輸送の安全に関する状況を理解するよう務めること。

(4)職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に務め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。

(5)事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある状態(以下「事故・災害等」という。)が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。

(6)情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。

(7)常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(II)安全目標

平成 21 年度の輸送安全目標は、乗降時の事故ゼロを目標としていましたが、利用者の皆様のリフト乗降時マナーのご協力もあり、無事故を達成することができました。引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1)索道運転事故(索道人身傷害事故) 鉄道事業法第 19 条

事故の発生はありませんでした。

(2)災害(地震や暴風雨、豪雪など) 鉄道事業法第 19 条

強風による一時停止はありましたが、災害による運行停止はありませんでした。

(3)インシデント(事故の兆候) 鉄道事業法第 19 条の 2

国土交通省へのインシデント報告はありません。

4. 安全確保のための事業と取組み

輸送の安全確保に関する事業の実施及び管理の方法を次の通り定め、安全統括管理者の責任において実施しております。

(1)業務報告

- ・安全統括管理者は、輸送の安全確保に関する業務を統括管理するため、業務の実施に関し不安全行動などの安全を損なう事態及び事故の防止対策に有効な情報などを索道技術管理者から随時報告を求める。
- ・職員等は、輸送の安全の確保に関し、相互に必要な情報を伝達する。

(2)事故防止対策

- ・安全統括管理者は、事故、災害等、その他輸送の安全に資する情報を分析、整理し、事故防止対策の検討を行う。
- ・安全統括管理者は、前項の検討を通じて、不安全事象の再発防止又は安全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らしめることが重要である事項については、職員等が共有できるようにする。

(3)事務の確認

- ・安全統括管理者は、適宜、事業所に赴き輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講じる。

(4)安全管理対策の維持のための教育訓練

- ・安全統括管理者は、安全管理対策の維持、改善に必要な教育訓練を適宜実施する。教育、救助等の訓練（スキーシーズン開始前と年明けの 2 回実施する。）

5. 安全管理の体制

別紙の通り

(別紙:安全管理の体制)

